

【目次】

- 1 県内の主なトピックス・・・1
- 2 新型コロナウイルス感染症について・・・3
- 3 セミナー、イベント情報・・・12
- 4 労働関係法令等の改正・・・16
- 5 県の取り組みのお知らせ・・・30
- 6 各種助成金のお知らせ・・・34
- 7 その他・・・37

「岩手で働く」を実現するための情報誌



## 1 県内の主なトピックス

いわて働き方改革について紹介します！

### 1 広がっています！県内企業の働き方改革！

#### いわて働き方改革アワード2020受賞企業が決定しました！

令和2年11月24日に「いわて働き方改革アワード2020」授賞式を開催し、いわて働き方改革推進運動に参加表明いただいた県内企業等437社(10月末時点)のうち、アワードへのエントリーがあった67社の中から、以下の企業の方々が受賞企業に選ばれました。

受賞企業の取組は、今後「いわての働き方改革ポータルサイト」WEBサイト内の特設ページにてご紹介します。

#### ✦いわて働き方改革アワード2020 受賞企業✦

最優秀賞

社会福祉法人石鳥谷会

女性活躍推進部門

株式会社吉田測量設計

個別プロジェクト賞

長時間労働削減部門

第一開明株式会社

人材確保・定着部門

ちば歯科



いわて働き方改革アワード2020授賞式の様子



事例発表の様子

いわて働き方改革推進運動への参加企業を引き続き募集しています！

#### いわて働き方改革推進運動とは…

「いわて働き方改革推進運動」とは、県内の企業や団体の働き方改革を進めようとする運動です。

令和2年10月末時点で、県内企業437社から本運動への参加宣言をいただいています。

県では引き続き、県内の企業・団体に、この運動への参加を呼び掛けるとともに、優れた取組を表彰するなど普及を図り、県内の魅力ある雇用・労働環境づくりを推進しています。



#### 運動に参加すると…

運動に参加した企業には、専門のアドバイザーによる指導が受けられるほか、運動参加企業であることをアピールできるピンバッジやステッカーの配布を行っています。

また、参加いただいた企業の情報は「いわての働き方改革ポータルサイト」のWEBサイトに掲載し、広く県民にPRを行っています。

#### 参加申込方法

「いわての働き方改革ポータルサイト(<https://workstyle-iwate.com/>)」から、参加宣言シートをダウンロードし、必要事項を記入のうえ、運動事務局のジョブカフェいわてに提出(メール又はFAX送信)します。

引き続き募集を行っておりますので、企業の皆様の積極的な参加をお待ちしています！

問い合わせ先

岩手県商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 電話 019-629-5581  
FAX: 019-629-5589/メールアドレス: AE0005@pref.iwate.jp



# 2 新型コロナウイルス感染症について

## 1 各種支援について

### 休業手当（労働基準法第26条）

労働基準法第26条では、会社は、会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、労働者の最低限の生活の保障を図るため、休業期間中に休業手当を支払わなければならないとされています。

- 会社で労働者を休業させるときには、労働基準法の義務にかかわらず、雇用調整助成金を積極的に活用して、休業に対する手当を支払うなど、不利益を回避する努力をお願いします。

※雇用調整助成金の詳細は次ページを御覧ください。

#### ■ 会社が休業手当を支払わなければならない場合とは

- ▶ 会社は、会社の責に帰すべき事由による休業の場合には、休業期間中の休業手当を支払わなければなりません。
- ▶ 不可抗力による休業の場合は、会社に休業手当の支払義務はありません。以下の2つの要素が両方とも認められた場合には、不可抗力による休業となります。

- ① 原因が事業の外部より発生した事故であること
- ② 事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしてもなお避けることができない事故であること

①に当たるのは、例えば緊急事態宣言に基づく要請などのような、事業の外部において発生した、事業運営を困難にする要因です。

②を満たすためには、会社は、休業回避のための具体的な努力を最大限尽くさなければなりません。具体的な努力を尽くしたと言えるかは、例えば、

- ・ 自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分に検討しているか
- ・ 労働者に他に就かせることができる業務があるにもかかわらず休業させていないか

といった事情から、個別に判断されます。

そのため「新型コロナウイルス感染症の影響」だけを理由にして、一律に休業手当の支払義務がなくなるものではありません。

#### ■ 休業手当の額

平均賃金（休業した日以前3か月間にその労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した額※）の100分の60以上の額

※賃金が時給制や日給制、出来高払い等の場合には、最低保障額の定めがあります。



- 個別の事案に関するご相談については、各都道府県労働局に設置している[特別労働相談窓口](#)



## 雇用調整助成金（特例措置）

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主の申請に基づき、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成する制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金の内容を大幅に拡充し、手続きの簡素化を構じています。

### ■ 対象者（事業主）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※売上等事業活動の状況を示す直近の**生産指標が、比較対象月と比べ5%以上減少**していること等の要件があります

### ■ 特例措置

#### ○ 助成内容・対象の大幅な拡充

※令和2年4月1日から令和2年12月31日までの休業等に適用

- ① **休業手当等に対する助成率 中小企業4/5、大企業2/3**  
**解雇等を行わない場合 中小企業10/10、大企業3/4**  
※助成額の上限 対象労働者1人1日当たり**15,000円**
- ② **教育訓練を実施した場合、中小企業2,400円、大企業1,800円 を加算**します
- ③ **新規学卒者**など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象としています
- ④ **1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能**です
- ⑤ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**にしています

#### ○ 活用しやすさ

- ⑥ 申請書類を大幅に簡素化しています  
添付書類等を削減し、**休業等計画届の提出は不要**としています
- ⑦ **助成額の算定方法等申請手続きを簡素化**しています
- ⑧ **オンライン申請**も受け付けています

- **支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページ**をご確認ください。
- 事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワークにて申請を受け付けております（窓口、郵送またはオンライン）。
- コールセンターで雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。  
0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））





## 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給します。

### ■ 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年4月1日から12月31日までの間に休業させられた中小企業の労働者のうち、

**休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※）**

※ 雇用保険被保険者でない方も対象となります。

### ■ 支給額

休業前賃金の**80%**（月額上限33万円）

※ 休業実績に応じて支給

### ■ 申請期限

休業した期間	申請期限
令和2年4月～9月	令和2年12月31日（木）
令和2年10月～12月	令和3年3月31日（水）

- i ● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- コールセンターで新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に関するお問合せに対応します。  
0120-221-276  
(受付時間 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15)

## 新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

### ■ 対象者（事業主）

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

令和2年5月7日から同年12月31日までの間に

- ① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る）を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、

令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に

- ③ 当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業主

### ■ 支給額

対象労働者 1人当たり

有給休暇 計 5日以上20日未満：25万円

以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）

※ 1事業所当たり人数上限：20人まで

### ■ 申請期間

令和2年6月15日から令和3年3月1日まで

- ※雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
- ※事業所単位ごとの申請です。



● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

● 具体的なご相談・お問合せは、最寄りの[都道府県労働局雇用環境・均等部室](#)にお願いいたします。

受付時間：8：30～17：15（土日・祝日・年末年始除く）





## 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース （新型コロナウイルス感染症対応特例））

新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成します。

### ■ 対象者（事業主）

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給の休暇制度**（※）を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を**社内に周知**すること

※所定労働日の20日以上取得できる制度

※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要です。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を**合計5日以上取得**すること

### ■ 支給額

取得日数	支給額
合計5日以上 10日未満	<b>20万円</b>
合計10日以上	<b>35万円</b>

### ■ 対象となる労働者

1 中小事業主あたり5人まで申請可能です

- ① 介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合
- ② 家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合
- ③ 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合

### ■ 適用日

令和2年4月1日～令和3年3月31日に取得した休暇

### ■ 申請期間

支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内

\*令和2年6月15日より受付開始

（注意）令和2年6月15日より前に支給要件を満たした場合は8月15日が申請期限となります。

- 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

- お問合せについては、  
各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）  
受付時間：8：30～17：15（土日祝日除く）

新型コロナ 介護支援 両立支援等助成金

## 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業を助成します。

### ■ 対象者（事業主）

①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

### ■ 支給額

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 ×10/10

※ 支給上限は1日あたり8,330円

（令和2年4月1日以降に取得した休暇については15,000円）

### ■ 適用日

令和2年2月27日～12月31日の間に取得した有給の休暇

※ 春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

### ■ 申請期間

● 令和2年2月27日から同年9月30日までの休暇取得分

⇒ 令和2年3月18日から同年12月28日まで

● 令和2年10月1日から同年12月31日までの休暇取得分

⇒ 令和2年10月1日から令和3年3月31日まで



● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

● お問い合わせについては、  
**学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター**  
**0120-60-3999**

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

新型コロナ 休暇支援 検索





## 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

### 対象者（委託を受けて個人で仕事をする方）

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、**一定の要件**を満たす方。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

### 一定の要件

- 個人で仕事をする予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合

### 支給額

仕事ができなかった日について、1日あたり4,100円（定額）

※ 令和2年4月1日以降の日については、1日あたり7,500円（定額）

### 適用日

令和2年2月27日～12月31日

※ 春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

### 申請期間

- 仕事ができなかった日が令和2年2月27日から同年9月30日までの期間分  
⇒令和2年3月18日から同年12月28日まで
- 仕事ができなかった日が令和2年10月1日から同年12月31日までの期間分  
⇒令和2年10月1日から令和3年3月31日まで



● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

● お問合せについては、**学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター**  
**0120-60-3999**

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）



## 主な相談窓口一覧

岩手労働局

### 総合労働相談コーナー

- ・ 職場のトラブル(解雇、雇止め、賃金の引下げ、いじめ、嫌がらせ、パワハラなど)に関する相談や解決のための情報提供をワンストップで行います。
- ・ 労働者、事業主どちらからの相談でもお受けします。
- ・ 岩手労働局のほか、県内各労働基準監督署に設置しております。
- ・ **【連絡先】岩手労働局総合労働相談コーナー ☎0120-980-783**

### 労働時間相談・支援コーナー

- ・ 時間外・休日労働協定(36協定)、変形労働時間制、長時間労働の削減などの相談に対応します。
- ・ **【連絡先】最寄りの労働基準監督署**

### パートタイム・有期雇用労働法特別相談窓口

- ・ 勤務先の正社員との不合理な待遇差、差別的な取扱いや法施行に向けての対応、準備の仕方などの相談窓口です。
- ・ 労働者、事業主どちらからの相談でもお受けします。
- ・ **【連絡先】岩手労働局雇用環境・均等室 ☎019-604-3010**

### 派遣労働者の相談窓口

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、派遣先から予期せぬ労働者派遣契約の契約解除などが行われ、労働契約も解除されてしまった場合などの相談窓口です。
- ・ **【連絡先】岩手労働局需給調整事業室 ☎019-604-3004**



## 新卒者内定取消等特別相談窓口

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で内定の取り消しや入職時期の繰り下げにあった方の相談窓口です。
- ・ **【連絡先】盛岡新卒応援ハローワーク ☎019-653-8609**

## 母性健康管理措置等に係る特別相談窓口

- ・ 新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを感じたり、通勤や働き方でお悩み、お困りの妊婦の方の相談窓口です。
- ・ **【連絡先】岩手労働局雇用環境・均等室 ☎019-604-3010**

## 新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口

- ・ 新型コロナウイルスの影響に伴う解雇・雇止め・休業手当等の労働相談に対応しています。
- ・ 岩手労働局のほか、各労働基準監督署、ハローワークにも設置しております。
- ・ **【連絡先】岩手労働局特別労働相談窓口 ☎019-604-3002**

## 働き方改革推進支援センター

- ・ 就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、「働き方改革」に関連する様々なご相談に総合的に対応します。
- ・ **【連絡先】岩手働き方改革推進支援センター ☎0120-664-643**

# 3 セミナー、イベント情報

近々開催されるセミナー、イベント情報をご紹介します！

## 1 岩手県労働委員会委員による出前講座のお知らせ

岩手県労働委員会では、県内の労働者団体、使用者団体を対象に、より良い労使関係を築くための知識や労働委員会の紛争解決制度などを解説する出前講座を実施しています。

経験豊富な岩手県労働委員会の委員が講師となり、労働委員会で実際に発生した事例等を交えながら、労使関係で留意すべき点などについてお話しします。

会議や研修会等に、ぜひ御利用ください。

### 出前講座の概要 ※詳細はお問い合わせください

講師	県労働委員会の委員
対象	県内の労働者団体・使用者団体の会議や研修会など
日程等	できる限り御希望に沿うように調整しますので、希望日及び時間を御相談ください。
経費	講師派遣に要する費用は、県労働委員会が負担します。 (講演料、旅費は不要です。)
申込方法	開催予定日のおおむね2か月前までに、県労働委員会事務局に申込みください。

お申込み・問い合わせ先

岩手県労働委員会事務局 電話 019-629-6277  
盛岡市中央通1-7-25(朝日生命盛岡中央通ビル3階)

ホームページ

岩手県労働委員会

検索

## 2 職場のトラブルで悩んでいませんか？ 岩手県労働委員会の委員が相談に応じます。

労働問題に詳しく豊富な知識と経験のある公労使委員が、労使間の問題解決に向けて、毎月無料でアドバイスします。

### 月例無料労働相談会の概要

開催日	令和2年12月25日(金) 令和3年1月22日(金)、令和3年2月19日(金)
相談時間	1人45分(13:00~14:45)
相談会場	朝日生命盛岡中央通ビル3階(労働委員会委員室)
予約受付	電話 0120-610-797 (通話無料) ※前日12時までに予約(平日8:30~17:15)
受付人数	各相談日2人まで(先着順)

※詳細については13ページに掲載

問い合わせ先

岩手県労働委員会 労働相談なんでもダイヤル 電話 0120-610-797



新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に伴い、中止や延期とする場合があります。

# 岩手県労働委員会委員による 月例無料労働相談会

職場のトラブルで悩んでいませんか。  
ひとりで悩まず、まずはご相談ください。秘密は守ります。

- 開催日 **12月25日(金)**  
**令和3年1月22日(金) 2月19日(金)**
- 相談時間 **1人45分 (13:00~14:45)**
- 相談会場 **朝日生命盛岡中央通ビル3階 (労働委員会委員室)**
- 予約受付 **0120-610-797 (ろうどうでなくな) (通話無料)**
- ・相談希望日の **前日12時まで に予約 (平日8:30~17:15)**
  - ・受付人数 **各相談日2人まで (先着順)**

◎労働問題に詳しく豊富な知識と経験のある**公労使委員**（公益委員：弁護士・大学教授など、労働者委員：労働組合役員など、使用者委員：企業幹部など）が、労使間の問題解決に向けて、**毎月無料でアドバイス**します。

◎**労働者の方、使用者の方どなたでも相談できます**ので、この機会にぜひご利用ください。**秘密は厳守**します。



労働委員会は、中立公正な岩手県の行政機関です。

中立公正  
簡易迅速

## 岩手県労働委員会

無料  
秘密厳守

盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階 Tel.019-629-6276

労働相談なんでもダイヤル

ろうどうでなくな



# 0120-610-797

(平日8:30~17:15)

事務局では、相談会の開催日以外にも職員が相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。



県では、県内における女性の活躍推進を支援するため、経営者・管理職の皆様、女性社員の皆様を対象とした標記セミナーを、Zoomを活用したオンラインにより開催します。

また、事業所において開催する職場研修支援として、ワーク・ライフ・バランスに関する研修動画の貸出を行いますので、女性活躍に関する研修の機会としてぜひご活用ください。

申込みはWEBサイト上から受け付けますので、詳細等についてはチラシをご確認ください。





## いわて 女性の活躍応援セミナー



令和2年度岩手県女性活躍関連セミナー

参加無料

受講対象：県内企業（団体）等に勤務している方

定員

各回先着50名

経営者・管理職向け 2020年12月1日(火) 13:30~15:00

### 第1部 令和の時代に生き残る企業戦略 女性活躍

豊富な企業取材から見てきた「女性活躍」に取り組むべき理由についてご講演いただきます。

はまだ けいこ  
**浜田 敬子氏** ジャーナリスト/BUSINESS INSIDER JAPAN 統括編集長 / AERA元編集長

朝日新聞社にて、AERA編集部を中心に記者として女性の生き方や働く職場の問題、また国際ニュースなどを中心に取材。その後、AERA初の女性編集長に就任。2017年より世界17カ国に展開するオンライン経済メディアの日本版統括編集長に就任。「羽鳥慎一モーニングショー」や「サンデーモーニング」などのコメンテーターも務める。

### 第2部 県内 女性活躍好事例企業講演

経営者・管理職向け 2020年12月17日(木) 13:30~15:00

### 第1部 えるぼし認定企業に聞く! 中小こそ“女性活躍”でブランディング

女性が活躍しやすいよう在宅勤務制度や個人にあわせた時短・時差出勤制度を導入し、えるぼし認定3段階を取得している株式会社シーエスラボ。中小企業こそ女性活躍を進める意味と効果についてご講演いただきます。

### 第2部 県内 女性活躍好事例企業講演

ししど めぐみ  
**央戸 恵氏**  
株式会社シーエスラボ 人事総務部 課長

若手女性社員向け 2021年1月28日(木) 13:30~15:00

### いわて女子で語ろう! 期待され続けるためのキャリアデザイン

パネリスト  
むらまつ なおこ  
**村松 直子氏**  
信幸プロテック株式会社 専務取締役

あべ しほ  
**阿部 志穂氏**  
みちのく盛岡ふるさと大使  
さんぎょうい株式会社  
メディア・マーケティングディレクター

モデレーター  
おおむら ようこ  
**大村 洋子氏**  
フリーアナウンサー

中堅女性社員向け 2021年2月5日(金) 13:30~15:00

### 女性のための 自分らしいリーダーシップの見つけ方

おがわ ゆか  
講師 **小川 由佳氏**

メーカーやIT企業で現場業務や管理職を経験。講師・コンサルタントとして、クライアント企業のリーダー育成に従事し1,000人以上の育成に関わる。著書に『女性管理職の教科書』がある。



各講演・セミナーでは、オンライン会議システムZOOMの初心者の方向けに接続テストの時間を設けます。詳細はホームページをご確認ください。

お申し込み・セミナー内容の詳細はこちら  
<http://www.josei-katsuyaku.jp/iwate/top.html>



■運営会社: ガイアモーレ株式会社

■問い合わせ:

☎ 03-3556-2667 ✉ iwate@gaiamore.co.jp

いわて女性活躍



本事業は岩手県よりガイアモーレ株式会社が受託した令和2年度女性の活躍推進に係る研修及びセミナー等業務に基づき実施する事業です



# ワークライフバランス出前講座 (動画・e-learning研修)

県内企業・団体様へ無料で動画の講座を貸し出します!

## 講座テーマ

### ● ワークライフバランス入門講座

経営者、従業員それぞれの立場が幸せに働くための「ワークライフバランス」の進め方のヒントが得られます。

### ● 働きやすい職場づくりのためのハラスメント防止研修

ハラスメントを防ぐための具体的な知識と行動の変え方を学ぶことで働きやすい職場づくりを目指せます。

### ● 育児も介護も両立できる企業が強い! 育児・介護と仕事の両立研修

育児・介護に関わる法律と対応策を学び、超少子高齢化社会に負けない組織づくりのヒントが得られます

### ● アンコンシャスバイアス研修 一無意識の偏見に気づき、全員活躍の職場へ

女性の能力開発の妨げになっている無意識の偏見「アンコンシャスバイアス」を学び、従業員育成のヒントを得ます。

### ● 多様な部下(後輩)育成のためのコミュニケーション

離職を防止し、成果を高めるための「心理的安全性のある職場」を実現するコーチングとアサーションを学びます。

各講座とも視聴時間60~90分程度。貸出(視聴)期間は2週間の予定。

## お申し込み方法と流れ

ホームページURL:

<http://www.josei-katsuyaku.jp/iwate/top.html>

視聴方法と研修テーマを選びお申し込みください

※動画講座の配信期間は12月~2月を予定。

配信準備が出来次第、お申し込み企業・団体様にご連絡いたします。

## 視聴方法

e-learningシステムもしくはDVDを  
お選びいただけます

e-learningシステムの視聴環境・視聴方法の詳細はホームページにてご確認ください。

お申し込み・セミナー内容の詳細はこちら  
<http://www.josei-katsuyaku.jp/iwate/top.html>

いわて女性活躍



■運営会社: ガイアモーレ株式会社

■問い合わせ:

☎ 03-3556-2667

✉ iwate@gaimore.co.jp

本事業は岩手県よりガイアモーレ株式会社が受託した令和2年度女性の活躍推進に係る研修及びセミナー等業務に基づき実施する事業です

# 4

## 労働関係法令等の改正

### 1 岩手県最低賃金が改正されました。

**岩手県最低賃金が、令和2年10月3日（土）から  
時間額 793円に改正されました。**

**「使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。」**

#### [適用対象労働者]

全ての事業主は、雇用する労働者（パート労働者・アルバイト等を含む。）に、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

#### [岩手県最低賃金]

最低賃金は、岩手県内全ての事業場に適用されます。

岩手県最低賃金のほか、産業別最低賃金にも、ご注意ください。

詳細は、岩手労働局ホームページをご覧ください。

⇒ <https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

#### [最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援]

厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等のための各種助成金の支給などの支援を実施しています。

厚生労働省ホームページ 最低賃金に関する特設サイト

⇒ <https://pc.saiteichingin.info/>

#### 最低賃金との比較方法

実際の賃金が最低賃金以上になっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と岩手県最低賃金を次の方法で比較します。

- ① 時給の場合…時給額と岩手県最低賃金を比較します。
- ② 日給の場合日給額を所定労働時間で除し、時間当たりの金額と岩手県最低賃金を比較します。
- ③ 週給、月給等の場合…賃金額を時間当たりの金額に換算し、岩手県最低賃金と比較します。  
例) 労働者Aさんの労働条件は、年間所定労働日数260日、1日の労働時間8時間、月給137,000円とします。

$$\frac{\text{月給 } 137,000 \text{ 円}}{\text{年間所定労働日数 } 260 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間} \div 12 \text{ ヶ月}} = 791 \text{ 円} < \text{岩手県最低賃金 } 793 \text{ 円}$$

となります。

したがって、この場合は10月3日から発効する岩手県最低賃金を満たしていないことになります。

- ④上記①～③の組み合わせの場合…  
それぞれ時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額（793円）と比較します。

お問い合わせ先：岩手労働局労働基準部賃金室（TEL：019-604-3008）



## 2020年（令和2年）6月1日から、 職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！

### パワーハラスメント防止措置が事業主の義務※となりました！

※中小事業主は、2022年（令和4年）4月1日から義務化されます（それまでは努力義務）。早めの対応をお願いします！

職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③ 労働者の就業環境が害されるものであり、

①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

### 職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）。

- ◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
  - ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
  - ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
- ◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
  - ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
  - ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
- ◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
  - ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
  - ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと（注1）
  - ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと（注1）
  - ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること（注2）

（注1）事実確認ができた場合（注2）事実確認ができなかった場合も同様
- ◆ そのほか併せて講ずべき措置
  - ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー（注3）を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
  - （注3）性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む
  - ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

### 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律上禁止されています。

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。

あかるい職場応援団 HP

検索



- ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。

職場におけるハラスメント防止のために

検索



お問い合わせ先



都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



令和2年5月作成  
リーフレットNo. 9

## 望ましい取組

望ましい取組についても、責務の趣旨も踏まえ、積極的な対応をお願いします！

※【★】の事項については、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても同様に望ましい取組とされています。

### 職場におけるパワーハラスメントを防止するための望ましい取組

- セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等と一元的に相談に応じることのできる体制の整備【★】
- 職場におけるパワハラの原因や背景となる要因を解消するための取組
- 必要に応じて、労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、雇用管理上の措置の運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めること【★】

### 自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組【★】 ～就活生などの求職者や個人事業主などのフリーランス等～

- 職場におけるパワハラを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者、労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）に対しても同様の方針を併せて示すこと
- 雇用管理上の措置全体も参考にしつつ、適切な相談対応等に努めること

- ・ 特に就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等については、正式な採用活動のみならず、OB・OG訪問等の場においても問題化しています。
- ・ 企業としての責任を自覚し、OB・OG訪問等の際も含めて、セクシュアルハラスメント等は行ってはならないものであり厳正な対応を行う旨などを研修等の実施により社員に対して周知徹底すること、OB・OG訪問等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定めること等により、未然の防止に努めましょう。

### 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組

（雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例）

- 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 被害者への配慮のための取組  
（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- 被害防止のための取組  
（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

## 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されました※！

※中小事業主も対象となります。

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられています。今回の法改正により、以下のとおり、防止対策が強化されました。

（①・②の内容は職場におけるパワーハラスメントも同様です。）

- ① 事業主及び労働者の責務を法律上明記
- ② 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
- ③ 自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応  
※セクシュアルハラスメントのみ



事業主の皆さまへ

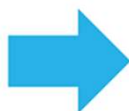
## 子の看護休暇・介護休暇が 時間単位で取得できるようになります！ (施行は令和3年1月1日です)

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できるようになります。**

### <改正のポイント>

改正前

- ・ **半日単位**での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・ **時間単位**での取得が可能
- ・ **全ての労働者が取得できる**

- ☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。**
  - ☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。
    - ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
    - ・ 既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。
- (注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

就業規則の規定例（子の看護休暇の場合） ※ 介護休暇も同様の改定が必要です。

#### 第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、**時間単位**で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

## <労使協定を締結する際の注意点>

- ☞ 子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。困難な業務の範囲は、労使で十分に話し合ってお決めください。

詳細は、ホームページをご覧ください。



(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

- ※ 労使協定により時間単位での休暇取得ができないこととなった労働者であっても、引き続き半日単位での休暇取得を認めるように配慮をお願いします。

## <両立支援等助成金について>

時間単位で利用できる**有給**の子の看護休暇制度や介護休暇制度を導入し、休暇を取得した労働者が生じたなど要件を満たした事業主には、**両立支援等助成金が支給**されます。



両立支援等助成金 厚生労働省

(URL) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)

育児・介護休業法や両立支援等助成金に関するお問い合わせは、  
**都道府県労働局雇用環境・均等部（室）**へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

令和元年12月作成 リーフレットNo.16



事業主のみなさまへ

## 令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	<b>2.3%</b>
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	<b>2.6%</b>
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	<b>2.5%</b>

また併せて、下記の点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

**留意点** 対象となる事業主の範囲が、**従業員43.5人以上に広がります。**

▶ 従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

### Q & A

**Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）  
令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、  
令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
- ②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）  
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

**Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？**

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000615860.pdf>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL021014障01

事業主の皆さま、パートタイム労働者・有期雇用労働者の皆さま

## パートタイム・有期雇用労働法が 施行されます

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の間の  
不合理な待遇差が禁止されます！

### 2020年4月1日施行

(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日)

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法<sup>※1</sup>や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に変わります。

### 改正のポイント

非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者<sup>※2</sup>）について、以下の1～3を統一的に整備します。

#### 1 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドライン（指針）において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示します。

#### 2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

#### 3 行政による事業主への助言・指導等や 裁判外紛争解決手続(行政ADR)<sup>※3</sup>の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADRの対象となります。

※2 派遣労働者についても、改正後の労働者派遣法により、上記1～3が整備されます。

※3 事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。





## 1 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」を法律に整備します。

### 均衡待遇規定〈法第8条〉 (不合理な待遇差の禁止)

①職務内容※4、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの

### 均等待遇規定〈法第9条〉 (差別的取扱いの禁止)

①職務内容※4、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの

※4 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

① 均衡待遇規定について、個々の待遇※5ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。〈法第8条〉

※5 基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など

② 均等待遇規定について、新たに有期雇用労働者も対象とする。〈法第9条〉

③ 待遇ごとに判断することを明確化するため、ガイドライン(指針)を策定。〈法第15条〉

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：配慮規定 ×：規定なし ◎：明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	① △ → ○+労使協定
均等待遇規定	○ → ○	② × → ○	× → ○+労使協定
ガイドライン(指針)	③ × → ○	× → ○	× → ○

## 2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇差の内容や理由などについて、事業主に対して説明を求めることができるようになります。

① 有期雇用労働者に対する、雇用管理上の措置の内容及び待遇決定に際しての考慮事項に関する説明義務を創設。〈法第14条第1項、第2項〉

② パートタイム労働者・有期雇用労働者から求めがあった場合、正社員との間の待遇差の内容・理由等を説明する義務を創設。〈法第14条第2項〉

③ 説明を求めた労働者に対する不利益取扱い禁止規定を創設。〈法第14条第3項〉

【改正前→改正後】 ○：規定あり ×：規定なし

	パート	有期	派遣
雇用管理上の措置の内容※6の説明義務(雇入れ時)	○ → ○	① × → ○	○ → ○
待遇決定に際しての考慮事項の説明義務(求めがあった場合)	○ → ○	× → ○	○ → ○
待遇差の内容・理由の説明義務(求めがあった場合)	② × → ○	× → ○	③ × → ○
不利益取扱いの禁止	× → ○	× → ○	× → ○

※6 賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用など



# 「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

このガイドライン（指針）は、正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を示したものです。原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれます。

基本給、昇給、賞与、各種手当といった賃金にとどまらず、教育訓練や福利厚生等についても記載しています。

(詳しくはこちら) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>



## 給与明細書

基本給	円
役職手当	円
通勤手当	円
賞与	円
時間外手当	円
深夜出勤手当	円
休日出勤手当	円
家族手当	円
住宅手当	円

### 基本給

労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めている。

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールに違いがあるときは、「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの違いについて、職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならない。

### 役職手当等

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就くパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の支給をしなければならない。

また、役職の内容に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

※ 同様の手当…特殊作業手当（同一の危険度又は作業環境の場合）  
特殊勤務手当（同一の勤務形態の場合）  
精皆勤手当（同一の業務内容の場合） 等

### 通勤手当等

パートタイム労働者・有期雇用労働者には正社員と同一の支給をしなければならない。

※ 同様の手当…単身赴任手当（同一の支給要件を満たす場合）等

### 賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と同一の貢献であるパートタイム労働者・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

### 時間外手当等

正社員と同一の時間外、休日、深夜労働を行ったパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の割増率等で支給をしなければならない。

### 家族手当・住宅手当等

家族手当、住宅手当等はガイドラインには示されていないが、均衡・均等待遇の対象となっており、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれる。

※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください。



### 3 行政による事業主への助言・指導等や 裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

行政による助言・指導等や行政ADRの規定を整備します。  
都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続を行います。

- ① 有期雇用労働者についても、行政による助言・指導等の根拠となる規定を整備します。  
＜法第18条＞
- ② 「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADRの対象となります。  
＜法第24条、第25条、第26条＞

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：部分的に規定あり（均衡待遇は対象外） ×：規定なし

	パート	有期	派遣
行政による助言・指導等	○ → ○	× → ○ ①	○ → ○
行政ADR	△ → ○	× → ○ ②	× → ○

パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせは、**都道府県労働局雇用環境・均等部（室）**へ

	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
北海道	011-709-2715	東京 03-3512-1611	滋賀 077-523-1190	香川 087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川 045-211-7380	京都 075-241-3212	愛媛 089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟 025-288-3511	大阪 06-6941-8940	高知 088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山 076-432-2740	兵庫 078-367-0820	福岡 092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川 076-265-4429	奈良 0742-32-0210	佐賀 0952-32-7167
山形	023-624-8228	福井 0776-22-3947	和歌山 073-488-1170	長崎 095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨 055-225-2851	鳥取 0857-29-1709	熊本 096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野 026-227-0125	島根 0852-31-1161	大分 097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜 058-245-1550	岡山 086-225-2017	宮崎 0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡 054-252-5310	広島 082-221-9247	鹿児島 099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知 052-857-0312	山口 083-995-0390	沖縄 098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重 059-226-2318	徳島 088-652-2718	

QRコード

パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、  
取組の参考となる情報は、**厚生労働省ホームページ**へ  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



労働者派遣法の改正に関するお問い合わせは、**都道府県労働局需給調整事業部（課・室）**へ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/haken-shoukai14/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/haken-shoukai14/index.html)



具体的な労務管理の手法に関するお問い合わせは、**各都道府県働き方改革推進支援センター**へ  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>



パート・有期労働ポータルサイトでも、パートタイム・有期雇用労働法について情報を提供しています。  
パートタイム・有期雇用労働法の解説動画を配信しています。  
<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>



令和元年8月作成 リーフレットNo.11

事業主・労働者の皆さまへ

## 改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます

65歳までの雇用確保  
(義務)



70歳までの就業確保  
(努力義務)

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、  
**再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されます。**

### 高年齢者就業確保措置について

#### <対象となる事業主>

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

#### <対象となる措置>

次の①～⑤の**いずれか**の措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止

- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入  
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む

- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⇒P2、3

- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 ⇒P2、3

a.事業主が自ら実施する社会貢献事業

b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

※ ④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります（労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。）。

※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

※ 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることとなります。

※ bの「出資（資金提供）等」には、出資（資金提供）のほか、事務スペースの提供等も含まれます。



## 高齢者就業確保措置を講ずるに当たっての留意事項 (高齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針)

### 全般的な留意事項

- ・ 高齢者就業確保措置のうち、いずれの措置を講ずるかについては、労使間で十分に協議を行い、高齢者のニーズに応じた措置を講じていただくことが望ましいです。
- ・ 複数の措置により、70歳までの就業機会を確保することも可能ですが、個々の高齢者にいずれの措置を適用するかについては、個々の高齢者の希望を聴取し、これを十分に尊重して決定する必要があります。
- ・ 高齢者就業確保措置は努力義務であることから、対象者を限定する基準を設けることも可能ですが、その場合には過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。
- ・ 高齢者が従前と異なる業務等に従事する場合には、必要に応じて新たな業務に関する研修や教育・訓練等を事前に実施することが望ましいです。

### 基準を設けて対象者を限定する場合

- ・ 対象者基準の内容は、原則として労使に委ねられるものですが、労使で十分に協議した上で定められたものであっても、事業主が恣意的に高齢者を排除しようとするなど、高齢者雇用安定法の趣旨や他の労働関係法令に反するものや公序良俗に反するものは認められません。

### その他、講ずる措置別の留意事項

#### P1の③

#### 継続雇用制度の場合

- ① 70歳までの就業の確保が努力義務となることから、契約期間を定めるときには、70歳までは契約更新ができる措置を講じ、むやみに短い契約期間とすることがないように努めること。
- ② 70歳までの継続雇用制度は、特殊関係事業主以外の他社により継続雇用を行うことも可能だが、その場合には自社と他社との間で、高齢者を継続して雇用することを約する契約を締結する必要があること。
- ③ 他社で継続雇用する場合にも、可能な限り個々の高齢者のニーズや知識・経験・能力等に応じた業務内容、労働条件とすることが望ましいこと。

#### P1の④⑤

#### 創業支援等措置の場合

- ① 高齢者のニーズや知識・経験・能力を踏まえて、業務内容や高齢者に支払う金銭等を決定することが望ましい。
- ② 創業支援等措置により就業する高齢者について、同種の業務に労働者が従事する場合における安全配慮義務をはじめとする労働関係法令による保護の内容も勘案しつつ、事業主が適切な配慮を行うことが望ましい。
- ③ 創業支援等措置により就業する高齢者が被災したことを当該措置を講ずる事業主が把握した場合には、事業主が、高齢者が被災した旨を主たる事業所を所管するハローワークに届け出ることが望ましい。

※70歳までの安定した就業機会の確保のため必要があると認められるときは、高齢者雇用安定法に基づき、ハローワーク等の指導・助言の対象となる場合があります。



定年制度、継続雇用制度の見直しのための助成金があります。

◆◆ 65歳超雇用推進助成金 ◆◆

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139692.html>



## 創業支援等措置の実施に必要な措置について

創業支援等措置を実施する場合には、以下の手続きを行う必要があります。

### 1. 計画を作成する

創業支援等措置を講ずる場合には、下記の事項を記載した計画を作成する必要があります。計画を作成する際には次ページの留意事項にご留意ください。

- |                                 |                                              |
|---------------------------------|----------------------------------------------|
| (1) 高年齢者就業確保措置のうち、創業支援等措置を講ずる理由 | (7) 契約の終了に関する事項（契約の解除事由を含む）                  |
| (2) 高年齢者が従事する業務の内容に関する事項        | (8) 諸経費の取扱いに関する事項                            |
| (3) 高年齢者に支払う金銭に関する事項            | (9) 安全及び衛生に関する事項                             |
| (4) 契約を締結する頻度に関する事項             | (10) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項                    |
| (5) 契約に係る納品に関する事項               | (11) 社会貢献事業を実施する団体に関する事項                     |
| (6) 契約の変更に関する事項                 | (12) (1)～(11)のほか、創業支援等措置の対象となる労働者の全てに適用される事項 |

### 2. 過半数労働組合等の同意を得る

1の計画について、過半数労働組合等の同意を得る必要があります。

※労働者の過半数を代表する労働組合がない場合は・・・

次に留意して過半数を代表する者を選出する必要があります。

- ・労働基準法第4条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと
- ・創業支援等措置の計画に関する同意を行うことを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であって、事業主の意向に基づき選出されたものでないこと

※ 同意を得ようとする際には、過半数労働組合等に対して、（ア）労働関係法令が適用されない働き方であること、（イ）そのために1の計画を定めること、（ウ）創業支援等措置を選択する理由を十分に説明するようお願いいたします。

※ 創業支援等措置（P1の④⑤）と雇用の措置（P1の①～③）の両方を講じる場合は、雇用の措置により努力義務を達成したことになるため、創業支援等措置に関して過半数労働組合等との同意を必ずしも得る必要はありませんが、高年齢者雇用安定法の趣旨を考えると、両方の措置を講ずる場合も同意を得ることが望ましいです。

### 3. 計画を周知する

2の同意を得た計画を、次のいずれかの方法により労働者に周知する必要があります。

- ・常時当該事業所の見やすい場所に掲示するか、または備え付ける
- ・書面を労働者に交付する
- ・磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずるものに記録し、かつ、当該事業所に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する（例：電子媒体に記録し、それを常時モニター画面等で確認できるようにするなど）

【創業支援等措置の実施のために締結が必要な契約】

- ・上記1・2と合わせて、高年齢者の就業先となる団体と契約を締結する必要があります。
- ・制度導入後に、個々の高年齢者と業務委託契約や社会貢献活動に従事する契約を締結する必要があります。

**創業支援等措置による就業は、労働関係法令による労働者保護（労災保険など）の適用がありません。**

創業支援等措置により就業する高年齢者には、

- ・上記1の計画を記載した書面を交付する
- ・（ア）労働関係法令が適用されない働き方であること、（イ）そのために1の計画を定めること、（ウ）創業支援等措置を選択する理由を丁寧に説明して本人の納得を得るよう努めるようお願いいたします。





## 創業支援等措置の実施に必要な措置について

### 再就職援助措置

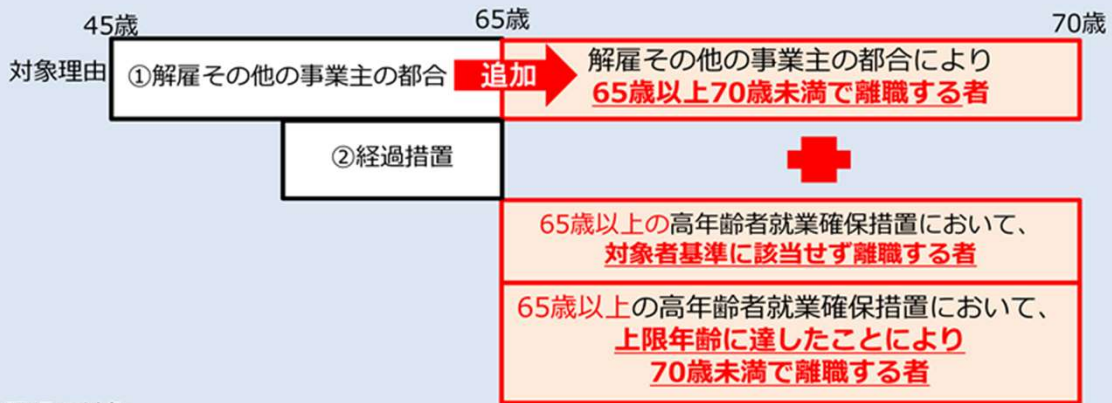
解雇（※）等により離職する高年齢者等には、（ア）求職活動に対する経済的支援、（イ）再就職や教育訓練受講等のあつせん、（ウ）再就職支援体制の構築などの再就職援助措置を講じるよう努めることとされています。 ※自己の責めに帰すべき理由によるものは除く

### 多数離職届

同一の事業所において、**1か月以内に5人以上の高年齢者等が解雇等により離職する場合は**、離職者数や当該高年齢者等に関する情報等をハローワークに届け出なければなりません。

### 再就職援助措置・多数離職届の対象となる高年齢者等

70歳までの就業確保措置が努力義務となったことにより、再就職援助措置、多数離職届の対象となる高年齢者等が次のとおり追加されました。



現行の対象

【対象①】解雇その他の事業主の都合により離職する45歳～65歳までの者

【対象②】平成24年改正の経過措置として、継続雇用制度の対象者について基準を設けることができ、当該基準に該当せずに離職する者

### 再就職援助措置・多数離職の届出を実施する事業主

原則として、**離職時に高年齢者を雇用している（創業支援等措置を実施する場合には高年齢者と業務委託契約を締結している）事業主**です。

ただし、以下の高年齢者に対しては、当該高年齢者を**定年まで雇用していた事業主**が実施することとします。

- ・他社での継続雇用制度で、制度の上限年齢（70歳未満の場合に限る）に達した高年齢者
- ・他の団体が実施する社会貢献事業に従事できる制度により就業する高年齢者

### 申請・お問い合わせ先

◆改正法や高年齢者就業確保措置について詳しくは、最寄りの労働局・ハローワークへお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

◆（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県支部高齢・障害者業務課では、65歳超雇用推進プランナー等の派遣などにより、高年齢者の雇用に関する相談・援助を行っています。

<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html>

# 5 県の取り組みのお知らせ

## 1 障がい者委託訓練のご案内

障がい者雇用をお考えの企業様へ

まずは、障がい者委託訓練  
～活用しませんか～



### 障がい者委託訓練とは…？

障がいのある方の就業促進や、雇用を後押しするため、企業等の現場を活用した実践的なインターンシップ型の職業訓練です！

訓練受託企業等を募集していますので、障がいのある方の雇用に向けてご活用下さい。

### どんなメリットがあるの…？

「障がい者雇用をしたいけれど何から始めればいいのか…?」、「どんなサポートが必要?」とお悩みの企業様！

訓練生の適性、人柄や必要なサポート等を把握することができる有益な訓練です！

訓練生のマッチングや調整は県の担当者がサポートします！

### 委託料について

県から訓練受託企業等へ月額9万円  
(中小企業以外6万円)  
の委託料をお支払いします！

また、訓練中の訓練生への賃金の支払いは不要です。

※なお、一定の要件があります。

### ■お問い合わせ先(まずはこちらにご相談下さい！)

職業能力開発施設 (実施主体)	所在地・連絡先	担当地区
県立産業技術短期大学校(矢巾校) 担当：障がい者職業訓練 コーディネーター	〒028-3615 紫波郡矢巾町大字南矢幅10-3-1 ☎019-697-9096	盛岡地区、花巻地区、北上地区、 遠野地区、二戸地区
県立産業技術短期大学校(水沢校) 担当：障がい者職業訓練コーチ	〒023-0003 奥州市水沢佐倉字東広町66-2 ☎0197-22-4427	胆江地区、一関地区、気仙地区
県立宮古高等技術専門校 担当：障がい者職業訓練コーチ	〒027-0037 宮古市松山第8地割29-3 ☎0193-62-5606	釜石地区、宮古地区、久慈地区



NEW!!  
新しいプラットフォームサービス  
が始まります

しごと・会社・人と学生がつながる

シゴトバPLUG

## 登録企業募集のご案内

シゴトバPLUGは、ジョブカフェいわてが新たにスタートした オンライン面談コーディネートサービス（および本サービス提供プラットフォーム）です。「遠隔地でコミュニケーションがとりにくい」「外出自粛のため採用活動が進まない」といった県内企業と学生を対象に、オンライン面談の実施調整とサポートをおこないます。

オンラインで学生への対応を希望する企業の皆さまにおかれましては、ぜひ本サービスへのご登録をお願いいたします。

### 本サービスへの登録方法

1 専用アドレス宛てに  
お申し込み

[plug02@shigotoba-iwate.com](mailto:plug02@shigotoba-iwate.com)

企業名、担当者名、連絡先電話番号、メールアドレスをお知らせください

岩手県求人マッチングサイト /

2 シゴトバクラシバいわて  
へ求人登録

<https://shigotoba-iwate.com>

すでに登録・求人掲載済みの場合は不要です。

※近日OPEN  
3 シゴトバPLUG専用サイトの  
登録企業一覧に掲載

<https://plug.shigotoba-iwate.com>

学生の申込に応じて、事務局が実施をコーディネートします。

## 実施までの流れ・実施方法

学生が専用サイトの登録企業一覧を閲覧し、説明を聞きたい企業を事務局に連絡

※近日OPEN

企業と事務局とで対応可能日程を調整

学生からの申し込みごとに各企業に  
対応可能な日程をご相談します

事務局から面談に必要な情報を企業および学生に送付（URL・パスワード等）

実施

### ■事前準備

・実施前に参加学生の大学名と氏名をお伝えします。

### ■実施環境

事務局がご用意する環境はwebコミュニケーションツール「zoom」です。

・インターネットにつながったパソコン（カメラとスピーカーが内蔵または外付けのもの）およびスマートフォンをご準備ください。

・zoomのシステム要件についてはこちらをご確認ください。

<https://support.zoom.us/hc/ja/articles/201362023-System-Requirements-for-PC-Mac-and-Linux>

・事前にマイクとカメラの接続についてご確認ください。

### ■当日の進行

・企業および学生のサインインの確認は事務局がします。その後の進行は企業のご担当者にお任せします。

・時間は最長で60分を目安といたします。

※登録企業と学生とのオンラインでの交流イベントなども別途実施を検討しています

まずはメールにて登録希望をお知らせください（必要事項：企業名、担当者名、連絡先電話番号、メールアドレス）

申し込み・  
問い合わせ

ジョブカフェいわて

（盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル5階）

TEL：019-621-1171 MAIL：[plug02@shigotoba-iwate.com](mailto:plug02@shigotoba-iwate.com)



## 岩手県移住支援事業

# U・Iターンによる人材をお探しの法人様へ 岩手県公式マッチングサイトに 掲載する求人を募集します

岩手県では県内企業等の人材確保を支援するため、マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」を開設いたしました。条件を満たせば「移住支援金対象法人」としても認められます。

※詳しくは裏面をご覧ください。

### 岩手県移住支援事業とは

マッチングサイトの求人をきっかけに東京圏から岩手県に移住・就業した方に移住支援金を支給します。

单身者には

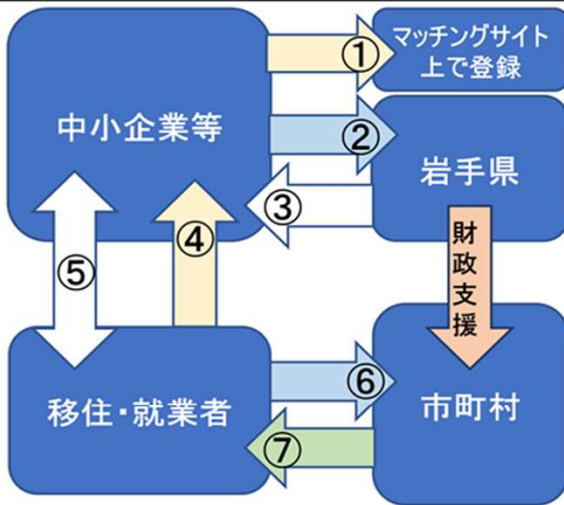
60万円

世帯には

100万円

U・Iターン検討者から  
問い合わせ多数！  
採用活動のPRポイント  
になります！

### 移住支援金事業の流れ（概略）



- ①シゴトバクラシバいわてへ企業情報・求人情報の登録（サイト上で登録）
- ②対象法人登録申請書提出（紙で申請）
- ③対象法人認定・登録
- ④求職申込
- ⑤雇用契約の締結
- ⑥就業者が移住支援金申請
- ⑦就業者へ移住支援金交付

### シゴトバクラシバいわて



#### ポイント1

テキスト情報に加え、画像や動画をフル活用して求職者に訴求できるフォーマットが充実！

#### ポイント2

サイト上で求職者からの応募受付や選考状況の管理、メッセージのやりとりが可能！

#### ポイント3

登録料はもちろん無料です！



申請方法などお気軽にご相談ください。

【申請・お問い合わせ先】

岩手県商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 移住定住推進担当（岩手県盛岡市内丸10-1）

TEL：019-629-5587 Eメール：AE0005@pref.iwate.jp





®わんこきょうだい

## 『岩手県移住支援事業』について

岩手県では、東京圏から本県へ移住し就業した方の経済的負担を軽減する移住支援金(最大100万円)を支給する事業を行っています。

### 移住支援金の対象となる就業先法人

①、②、④、⑥の要件には、例外がございます。  
詳細は岩手県公式ウェブサイトをご確認ください。

- ①官公庁等でないこと。
- ②資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でないこと。
- ③みなし大企業でないこと。
- ④本店所在地が東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外※であること。  
（※東京圏内の条件不利地域にある企業を除く）
- ⑤雇用保険の適用事業主であること。
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ⑦暴力団等の反社会的勢力又は、反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

### 岩手県が定める要件（ア、イいずれかに該当すれば要件を満たします。）

- ア 以下①～⑪のいずれかに該当する分野（※）を主たる業務とすること
- ①成長ものづくり分野      ②農林水産業・地域商社分野      ③第4次産業革命分野
  - ④観光・文化・スポーツ・まちづくり分野      ⑤環境・エネルギー分野
  - ⑥ヘルスケア・教育サービス分野      ⑦福祉分野      ⑧建設分野      ⑨警備分野
  - ⑩運輸分野      ⑪その他、知事が特に重要と認める分野
- イ 以下の①～⑦いずれかの国及び県の認定制度等に参加・登録・認証等されていること
- ①ユースエール      ②くるみん・プラチナくるみん      ③えるぼし
  - ④いわて働き方改革推進運動      ⑤いわて女性活躍企業等認証制度
  - ⑥いわて子育てにやさしい企業等認証・表彰制度      ⑦いわて健康経営事業所認定制度

※地域未来投資促進法「岩手県基本計画」における地域経済牽引事業（地域の特性を活用した分野）に該当する分野（①～⑥）及び「人手不足」分野（⑦～⑩）

<地域未来投資促進法「岩手県基本計画」における地域経済牽引事業（地域の特性を活用した分野）に該当する分野（①～⑥）についての補足説明>

- ①成長ものづくり分野  
自動車関連産業や半導体関連産業、医療機器関連産業をはじめとした、今後、成長・発展が期待される分野
- ②農林水産業・地域商社分野  
農林水産業、農林水産物の加工業及び全国各地、海外に向けて販路を拡大している地域商社など、全県への波及効果が高い分野
- ③第4次産業革命分野  
IT・システム関連産業とそれに関連した製造業など、地域のリーディング産業としての成長が期待される分野
- ④観光・スポーツ・文化・まちづくり分野  
観光、まちづくりなど、賑わいや地域経済の発展に資することが期待される分野
- ⑤環境・エネルギー分野  
木質バイオマスや地熱、洋上風力・波力などの再生可能エネルギー事業、発電設備への部品供給等に係る関連産業など、新たな産業の集積が期待される分野
- ⑥ヘルスケア・教育サービス分野  
森林・温泉などを活用したヘルスケアや、医療機器・IT関連産業の先端技術を活用した教育サービスなど、地域資源を活かした新たな産業創出が期待される分野

### 申請先・お問い合わせ

岩手県公式ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/1021252/1019670.html>



# 6 各種助成金のお知らせ

## 1 「業務改善助成金」のご案内

### 「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

#### 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○活用事例はHPをご覧ください！

生産性向上の事例集 厚生労働省 検索

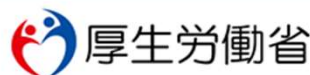
#### 概要

※申請期限：令和3年1月29日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金が793円～823円（岩手県内の場合） ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5（※2） 生産性要件を満たした場合は9/10（※1）
		2～3人	40万円		
		4～6人	60万円		
		7人以上	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5（※1）	
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

（※1）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

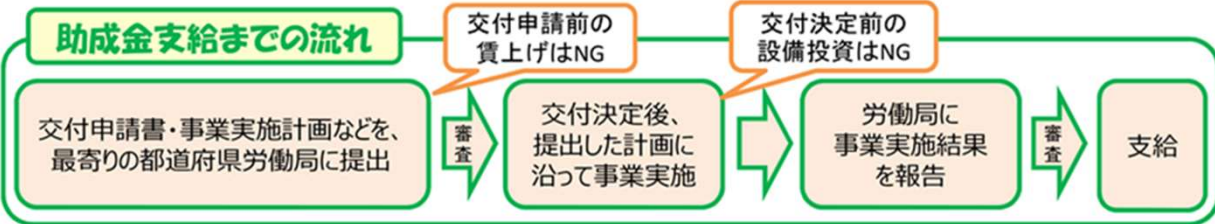
（※2）対象は、地域別最低賃金850円未満の地域のうち事業場内最低賃金が850円未満の事業場です。（令和2年4月13日現在）青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の32県。



○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。



## 助成金支給までの流れ



## ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

## お問い合わせ先

- ◆ 「岩手働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。

〒020-0861 盛岡市仙北2-10-17 MSDビル2号室 TEL0120-664-643 fax019-636-0936



## 申請先

- ◆ 岩手労働局雇用環境・均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 TEL019-604-3010 fax019-652-7782



## 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



## ～業務改善助成金の活用事例～

### 業務改善

- 事例1** 新型電子ミシンの導入による縫製作業の向上・縫製パターンの多様化

**企業概要**  
 【所在地】岩手県 【従業員数】29人  
 【事業内容】繊維製品製造業  
 【課題と対応】生産の効率化や品質の向上、働きやすさの向上などを図るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

縫製パターンが少なく、また作業工程が細かくて業務の効率化ができない状況でした。そこで、助成金を活用して新型電子ミシンを導入しました。



**実施内容** 新型電子ミシンを導入することで、生産量が4割増大した。また、最大100種類までミシン内に縫製パターンを覚え込ませることが可能となり、縫製パターンが多様化した。

**成果** 縫製作業量の増加により生産性が向上し、2人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を31円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

### 業務改善

- 事例2** リフト付き福祉車両の導入による送迎作業の時間短縮・人員配置の効率化

**企業概要**  
 【所在地】茨城県 【従業員数】9人  
 【事業内容】放課後デイサービス  
 【課題と対応】車いすを利用する利用者の送迎時間・送迎人員を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

利用者の送迎時に車いすの積載を行う際、複数の従業員が必要になっていた状況でした。そこで、助成金を活用してリフト付き福祉車両を導入しました。



**実施内容** 利用者を車いすに乗せたまま車内に固定することで、付き添いが1人不要となった。今まで付き添い業務を行っていた職員を施設内の業務に配置できるようになった。

**成果** 送迎にかかる時間と人員の効率化によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。 (R2.10.3)

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の制度導入に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

## 「働き方改革推進支援助成金」 職場意識改善特例コースのご案内

### 重要なお知らせ

- 事業実施期間を9月30日から12月31日まで延長しました。
- 交付申請期限を9月30日から1月4日まで延長しました。
- 支給申請期限を11月16日から1月15日まで延長しました。

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、お子さまの休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、従業員が安心して休める環境を整備することが重要です。

このコースでは、特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

### 助成金の概要

特別休暇を就業規則に規定することに向けて、**支給対象となる取り組み費用の一部を助成**（助成率3/4など）します。【助成上限額：50万円】

### 対象

労働者災害補償保険の適用事業主で、  
特別休暇の規定の整備を行う  
中小企業の事業主(※)

(※) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A	B
	資本または出資額	常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

### 助成金支出までの流れ

#### 事業実施期間（令和2年2月17日～同年12月31日）

#### 1 A.特別休暇の整備、B.支給対象の取り組みを実施

##### A.特別休暇の整備

事業実施期間中に必要な手続きを経て、就業規則が施行されていることが必要です。

##### B.支給対象の取り組みを実施

- 支給対象の取り組みは、事業実施期間中であれば、交付決定前でも対象となります。
- 支給対象となる取り組み
  - ①就業規則などの作成・変更
  - ②外部専門家によるコンサルティング
  - ③労務管理担当者・労働者に対する研修
  - ④人材確保に向けた取り組み
  - ⑤労務管理用機器の導入・更新
  - ⑥労働能率の増進に資する設備の導入・更新  
(パソコンなどの購入費用は対象となりません)

#### 2 交付申請書の提出【申請期限：1月4日】

交付決定

#### 3 事業終了後、支給申請書の提出【申請期限：1月15日】

労働局の支給決定後  
助成金の支給

### 留意事項

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら (<https://jgrants.go.jp/>)



ご不明な点やご質問がございましたら、  
岩手労働局 雇用環境・均等室 (TEL 019-604-3010) にお尋ねください。



# 7 その他

## 1 岩手県内の認定企業一覧

厚生労働省認定

### 岩手県内の認定企業一覧 (令和2年10月現在)

- 3つの認定制度があります。
- それぞれの分野で働きやすい職場環境をめざし、成果を上げている企業です。
- 岩手県内の認定企業は以下のとおりです (公表企業のみ掲載)。

各社の取組内容は岩手労働局ホームページで見ることができます

認定企業ごとの好事例 岩手労働局 [検索](#)



**ユースエール認定企業** —若者の採用・育成に積極的な企業です—

	企業名	所在地	業種		企業名	所在地	業種
1	(株)エステーモーターズスクール	滝沢市	教育学習支援業	7	(株)菊池技研コンサルタント	大船渡市	総合建設コンサルト業
2	(株)小田島組	北上市	建設業	8	(株)北日本朝日航洋	盛岡市	技術サービス業
3	ゆわて吉田工業(株)	大船渡市	製造業	9	(株)細谷地	久慈市	卸売業・小売業
4	(有)ほっと水神	北上市	介護福祉業	10	(株)トーノ精密	遠野市	製造業
5	(株)オーレックス	宮古市	製造業	11	(社福)恵心会	宮古市	介護福祉業
6	(株)岩手ヤクルト工場	北上市	製造業				



### くるみん・フラチナくるみん認定企業

—子育てサポートに積極的な企業です—

	企業名	所在地	業種		企業名	所在地	業種
1	(学)岩手キリスト教学園	盛岡市	教育学習支援業	21	(社福)若竹会	宮古市	医療福祉業
2	(株)岩手銀行(フラチナくるみん)★	盛岡市	金融業	22	(株)菅文	二戸市	卸小売業
3	(株)東北銀行	盛岡市	金融業	23	(社福)胆沢やまゆり会	奥州市	医療福祉業
4	(株)エフビー	山田町	製造業	24	(社福)ひたかみ福祉会	奥州市	医療福祉業
5	(国)岩手大学	盛岡市	教育学習支援業	25	岩手スバル自動車(株)	盛岡市	自動車販売業
6	(株)ブラザ企画(フラチナくるみん)★	奥州市	宿泊業	26	(社福)新生会	矢巾町	障害者福祉業
7	(株)岩手日報社	盛岡市	情報通信業	27	(株)水清建設	矢巾町	建設業
8	社陵高速印刷(株)	盛岡市	印刷業	28	(株)日盛ハウジング	盛岡市	建設業
9	(株)平金商店	盛岡市	卸小売業	29	(株)北日本朝日航洋	盛岡市	技術サービス業
10	(株)テレビ岩手	盛岡市	情報通信業	30	(社福)岩手和敬会	盛岡市	医療福祉業
11	山口北州印刷(株)	盛岡市	印刷業	31	(株)北日本銀行	盛岡市	金融業
12	(社福)東和仁寿会	花巻市	医療福祉業	32	東北日東工業(株)	花巻市	製造業
13	(株)グランツ	花巻市	医療福祉業	33	(社福)いつつ星会	二戸市	医療福祉業
14	(社福)和江会	北上市	医療福祉業	34	(株)長島製作所	一関市	製造業
15	(株)丹野組	二戸市	建設業	35	岩手日化サービス(株)	盛岡市	建設業
16	盛岡つなぎ温泉病院	盛岡市	医療福祉業	36	第一商事(株)	盛岡市	ビルメンテナンス業
17	(社福)誠心会	葛巻町	医療福祉業	37	(株)中央臨床メディエンス	盛岡市	医療福祉業
18	白金運輸(株)	奥州市	運輸業	38	(株)富士通 <sup>®</sup> 株式会社	一関市	製造業
19	(社福)九戸福祉会	九戸村	医療福祉業	39	盛岡セイコー工業(株)	雫石町	製造業
20	(医)友愛会	盛岡市	医療福祉業				



### えるぼし・フラチナえるぼし認定企業

—女性の活躍が進んでいる企業です—

	企業名	所在地	業種		企業名	所在地	業種
1	(株)葉王堂	矢巾町	小売業	8	第一商事(株)	盛岡市	ビルメンテナンス業
2	(株)岩手銀行	盛岡市	金融業	9	(有)オーツ	盛岡市	建設業
3	(株)東北銀行	盛岡市	金融業	10	(株)ペアレシ醸造所	盛岡市	製造業
4	(株)ブラザ企画	奥州市	宿泊業	11	(社福)とおの松寿会	遠野市	医療福祉業
5	イオンスーパーセンター(株)	盛岡市	小売業	12	(学)岩手キリスト教学園	盛岡市	教育学習支援業
6	(社福)永友会	盛岡市	小売業	13	(株)吉田測量設計	盛岡市	専門・技術サービス業
7	岩手江刺農業協同組合	奥州市	複合サービス業	14	(株)中央臨床メディエンス	盛岡市	医療福祉業

お問い合わせは  
岩手労働局

ユースエール認定については 職業安定部職業安定課 (TEL: 019-604-3004)  
くるみん、フラチナくるみん、えるぼし、フラチナえるぼし認定については  
雇用環境・均等室 (TEL: 019-604-3010)

県では、女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を「いわて女性活躍認定企業等」として認定しています。

認定には「ステップ1」「ステップ2」の2つの区分があり、認定された企業等には下記のような認定メリットを設けています。

#### 認定のメリット(ステップ1、ステップ2共通)

- ・女性の活躍推進に取り組む企業等として、イメージがアップし、社会的評価が高まります。
- ・県のホームページ等により、広く県民に紹介します。
- ・職業安定所の求人登録票に表示できます。
- ・復興局が実施する「地域基幹産業人材確保支援事業費補助金」の「職場環境改善事業」の補助要件となっています(最大100万円)。
- ・企業局「いわて復興パワー」において、東北電力株式会社が指定する高圧契約をしている場合に、電気料金割引の対象となります。
- ・令和2年4月1日以降入札公告される、県営建設工事の総合評価落札方式条件付一般競争入札における技術提案評価項目に追加されます。

#### 認定のメリット(ステップ2のみ)

- ・県単融資制度(県商工観光資金)にかかる保証料率の引き下げ(0.05%)の対象になります。
- ・日本政策金融公庫の特別貸付制度「働き方改革推進支援資金(地公体推進施策関連)」を利用できます。
- ・県が発注する特定の施策に係る物品納入(10万円以下)と印刷物製作業務(30万円以下)の契約について優先されます。
- ・2019・2020県営建設工事競争入札参加資格審査基準の技術等評価点数の加点項目に追加されます。

#### 「いわて女性活躍企業等認定制度」認定企業等一覧 (令和2年10月31日現在)

	H29	H30	R1	R2	合計
ステップ1	2	20	30	15	67
ステップ2	7	48	31	27	113
合計	9	68	61	42	180

【実企業数176社】



#### 【認定区分:ステップ1】

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定期間
1	東野建設工業株式会社	総合建設業	盛岡市	H29.12.28~R2.12.27
2	株式会社アート不動産	不動産業	盛岡市	H30.2.16~R3.2.15
3	株式会社二戸ファッションセンター	婦人既製服製造業	二戸市	H30.9.14~R3.9.13
4	株式会社東亜エレクトロニクス	電気機械器具製造業	一戸町	H30.9.14~R3.9.13
5	株式会社吉田測量設計	測量設計	盛岡市	H30.10.10~R3.10.9



No.	企業・団体名	業種	市町村	認定期間
6	株式会社岩本電機	民生機器ハーネス部品製造	洋野町	H30.10.12～R3.10.11
7	岩手モリヤ株式会社	婦人既製服製造業	久慈市	H30.10.12～R3.10.11
8	株式会社ナカイズミ野田工場	縫製業	野田村	H30.10.12～R3.10.11
9	地熱エンジニアリング株式会社	地熱発電・開発に関わるコンサルタント・調査等	滝沢市	H30.11.19～R3.11.18
10	株式会社ファーマ・ラボ	調剤薬局、一般薬販売	久慈市	H30.11.19～R3.11.18
11	株式会社久慈自動車学校	指定自動車教習所	久慈市	H30.11.28～R3.11.27
12	株式会社いわて愛隣会	介護福祉サービス業	矢巾町	H30.11.28～R3.11.27
13	株式会社中館建設	総合建設業、高齢者介護福祉事業	二戸市	H30.11.28～R3.11.27
14	地方独立行政法人岩手県工業技術センター	学術研究(試験・研究)	盛岡市	H30.12.26～R3.12.25
15	株式会社双葉設備アンドサービス	建設業(管工事)	盛岡市	H31.1.9～R4.1.8
16	八幡平市国民健康保険西根病院	病院	八幡平市	H31.1.9～R4.1.8
17	公益財団法人岩手県土木技術振興協会	その他技術サービス業	盛岡市	H31.1.23～R4.1.22
18	株式会社外林 盛岡支店	菓子卸売業	矢巾町	H31.2.22～R4.2.21
19	合同会社スプリングブリーズ	介護サービス業	盛岡市	H31.3.4～R4.3.3
20	樋下建設株式会社	総合建設業	盛岡市	H31.3.4～R4.3.3
21	株式会社アンドファーム	農業(耕種農業・畑作・野菜)	岩手町	H31.3.11～R4.3.10
22	有限会社クリップ	印刷業(グラフィックデザイン)	盛岡市	H31.3.20～R4.3.19
23	株式会社いんベクリーニング	生活関連サービス業	盛岡市	R1.6.11～R4.6.10
24	株式会社オリテック21	建設業	矢巾町	R1.6.17～R4.6.16
25	株式会社二戸サントップ	既製紳士服縫製業	二戸市	R1.6.21～R4.6.20
26	株式会社リードコナン	情報サービス業	盛岡市	R1.6.26～R4.6.25
27	株式会社プランタンいずみ	製造業(子供服)	久慈市	R1.8.22～R4.8.21
28	株式会社共栄薬品	小売業、サービス業	盛岡市	R1.8.22～R4.8.21
29	株式会社おがよし	鮮魚出荷販売、冷凍冷蔵業、冷凍加工食品業、廻船問屋	宮古市	R1.8.22～R4.8.21
30	株式会社カガヤ	製造業(①鋼構造物事業②建築事業③メガソーラー事業)	盛岡市	R1.8.29～R4.8.28
31	大和水産株式会社	水産加工業	山田町	R1.9.3～R4.9.2
32	岩手開発産業株式会社	旅行業、印刷業、不動産業、骨材砕石等販売業	大船渡市	R1.9.11～R4.9.10
33	株式会社小原建設	特定建設業	北上市	R1.10.11～R4.10.10
34	株式会社ホンダ四輪販売北・東北	自動車販売業及び整備業	盛岡市	R1.10.18～R4.10.17
35	ホンダカーズ岩手南株式会社	自動車販売業及び整備業	奥州市	R1.10.18～R4.10.17
36	南ホンダ自動車株式会社	自動車販売業及び整備業	盛岡市	R1.10.18～R4.10.17

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定期間
37	株式会社ホンダベルノ南岩手	自動車販売業及び整備業	一関市	R1.10.18～R4.10.17
38	有限会社嵯峨自動車商会	自動車販売業及び整備業	久慈市	R1.10.18～R4.10.17
39	奥羽ホンダ販売株式会社	自動車販売業及び整備業	二戸市	R1.10.18～R4.10.17
40	有限会社ミツワ自動車販売	自動車販売業及び整備業	軽米町	R1.10.18～R4.10.17
41	有限会社大井漁業部	水産加工業	宮古市	R1.10.23～R4.10.22
42	社会福祉法人新生会	社会福祉事業(障がい)	矢巾町	R1.11.12～R4.11.11
43	インターワイヤード株式会社岩手胆沢工場	電線、ケーブル、ヒーター線類及びワイヤーリングハーネスの製造、加工、販売	奥州市	R1.11.21～R4.11.20
44	衣正家	飲食店(中華料理店)	花巻市	R1.12.2～R4.12.1
45	株式会社十文字チキンカンパニー	畜産食料品製造業	二戸市	R1.12.6～R4.12.5
46	プリヂェストーンタイヤ岩手販売株式会社	卸売業	盛岡市	R1.12.11～R4.12.10
47	株式会社社関岩手大槌工場	食品製造業(茎わかめ)	大槌町	R2.1.6～R5.1.5
48	公益財団法人いわて産業振興センター	サービス業(県内中小企業等の総合支援機関)	盛岡市	R2.1.7～R5.1.6
49	株式会社ゼネラル・オイスター大槌事業本部大槌センター	水産加工業(牡蠣加工品の製造・販売)	大槌町	R2.2.5～R5.2.4
50	ニッコー・ファインメック株式会社	サービス業	一関市	R2.2.12～R5.2.11
51	株式会社めんこいメディアブレーション	人材派遣業・人材紹介業	盛岡市	R2.2.20～R5.2.19
52	株式会社岩泉総合観光	観光サービス業	岩泉町	R2.3.19～R5.3.18
53	社会福祉法人山形福祉会	介護老人福祉施設等	久慈市	R2.4.21～R5.4.20
54	丸奥自動車工業株式会社	自動車販売整備	田野畑村	R2.4.21～R5.4.20
55	株式会社青紀土木	建設業	釜石市	R2.4.27～R5.4.26
56	重茂漁業協同組合	漁業協同組合	宮古市	R2.5.13～R5.5.12
57	株式会社明和土木	建設業	大船渡市	R2.5.21～R5.5.20
58	豊島建設株式会社	建設業	大船渡市	R2.5.28～R5.5.27
59	佐藤建設株式会社	建設業	田野畑村	R2.6.23～R5.6.22
60	株式会社阿部長商店 大船渡食品	製造業(水産食料品製造)	大船渡市	R2.8.6～R5.8.5
61	株式会社岩手サントップ	製造業(紳士既製服)	一関市	R2.8.25～R5.8.24
62	株式会社フジテック岩手	卸売、小売業(農業機械、自動車)、建設業	一関市	R2.8.28～R5.8.27
63	青柳建設株式会社	建設業	一関市	R2.9.29～R5.9.28
64	刈屋建設株式会社	建設業	宮古市	R2.9.29～R5.9.28
65	第一ビジネス・フォーム株式会社 盛岡支店	製造業(印刷業)	滝沢市	R2.10.5～R5.10.4
66	第一開明株式会社	製造業(ガス製造業)	盛岡市	R2.10.5～R5.10.4
67	株式会社中央コーポレーション	建設業	花巻市	R2.10.13～R5.10.12



【認定区分:ステップ2】



No.	企業・団体名	業種	市町村	認定期間
1	国立大学法人岩手大学	教育機関	盛岡市	H29.12.28~R2.12.27
2	株式会社北日本朝日航洋	測量、建設コンサルタント	盛岡市	H29.12.28~R2.12.27
3	株式会社プラザ企画	ホテル業	奥州市	H29.12.28~R2.12.27
4	株式会社北日本銀行	金融業	盛岡市	H30.2.16~R3.2.15
5	株式会社タカヤ	建設業	盛岡市	H30.3.19~R3.3.18
6	大和リース株式会社岩手支店	建設業	盛岡市	H30.3.27~R3.3.26
7	東京海上日動火災保険株式会社盛岡支店	金融業、保険業	盛岡市	H30.3.27~R3.3.26
8	工藤建設株式会社	建設業	奥州市	H30.5.14~R3.5.13
9	公立大学法人岩手県立大学	高等教育機関	滝沢市	H30.7.18~R3.7.17
10	株式会社いわい	特定建設業	一関市	H30.7.18~R3.7.17
11	宮城建設株式会社	建設業	久慈市	H30.8.8~R3.8.7
12	杜陵高速印刷株式会社	印刷業	盛岡市	H30.9.6~R3.9.5
13	株式会社スズキ自販岩手	自動車卸売・小売	盛岡市	H30.9.6~R3.9.5
14	富士水工業株式会社	管・水道施設・土木	盛岡市	H30.9.6~R3.9.5
15	有限会社タニムラフードサービス	畜産品製造業	久慈市	H30.9.14~R3.9.13
16	株式会社仁田工務店	土木工事業、建築工事業	一関市	H30.10.2~R3.10.1
17	株式会社アイオー精密	精密機械金属部品加工	花巻市	H30.10.10~R3.10.9
18	医療法人勝久会	医療・福祉業	大船渡市	H30.10.10~R3.10.9
19	株式会社東日本アドテック	福祉事業	盛岡市	H30.10.10~R3.10.9
20	株式会社西部産業盛岡南ドライビングスクール	教育・学習支援 (指定自動車教習所)	盛岡市	H30.10.10~R3.10.9
21	プレステック株式会社	特定建設業	久慈市	H30.10.12~R3.10.11
22	有限会社武田パーツ	製造業	一関市	H30.10.16~R3.10.15
23	株式会社ミクニ 盛岡事業所	輸送用機械器具製造業	滝沢市	H30.11.19~R3.11.18
24	株式会社高光建設	建設業	盛岡市	H30.11.19~R3.11.18
25	板谷建設株式会社	総合工事業(土木工事、建築工事、舗装工事)	奥州市	H30.11.19~R3.11.18
26	及常建設株式会社	建設業	奥州市	H30.11.19~R3.11.18
27	株式会社長島製作所	金属部品製造	一関市	H30.11.19~R3.11.18
28	株式会社吉田測量設計	測量設計	盛岡市	H30.11.19~R3.11.18
29	東野建設工業株式会社	総合建設業	盛岡市	H30.11.19~R3.11.18

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定期間
30	株式会社昭和建設	特定建設業	盛岡市	H30.11.19～R3.11.18
31	丸上建設株式会社	建設業	奥州市	H30.11.19～R3.11.18
32	山田建設株式会社	建設業	久慈市	H30.11.19～R3.11.18
33	美和ロック株式会社 盛岡工場	建築用錠前製造業	盛岡市	H30.11.28～R3.11.27
34	株式会社平野組	総合建設業	一関市	H30.11.28～R3.11.27
35	蒲野建設株式会社	建設業、砕石業、産業廃棄物処理業	久慈市	H30.11.28～R3.11.27
36	種市電工株式会社	建設業(電気工事業)	洋野町	H30.11.28～R3.11.27
37	有限会社オーツー	冷暖房・換気設備等の設備設計・施工	盛岡市	H30.11.28～R3.11.27
38	株式会社菊池技研コンサルタント	建設コンサルタント	大船渡市	H30.11.28～R3.11.27
39	信幸プロテック株式会社	建設業(管工事業)	矢巾町	H30.12.5～R3.12.4
40	医療法人社団帰厚堂	医療業	矢巾町	H30.12.6～R3.12.5
41	南建設株式会社	一般土木建築工事業(道路新設工事、道路改修工事、工場棟の新築工事、他)	軽米町	H30.12.26～R3.12.25
42	株式会社ミナミ	産業廃棄物処理業、砕石業、土木工事業(木くず、がれき類、汚泥の中間処理 他)	軽米町	H30.12.26～R3.12.25
43	株式会社小田島組	建設業	北上市	H30.12.26～R3.12.25
44	協友建設株式会社	土木・舗装工事業	奥州市	H31.1.9～R4.1.8
45	岩手道路開発株式会社	道路区画線・道路標識の設置 道路付属物販売 常温合材の製造販売他	盛岡市	H31.1.9～R4.1.8
46	株式会社アルバライフ	建設業	二戸市	H31.1.23～R4.1.22
47	株式会社マルハン マルハン水沢店	サービス・接客業	奥州市	H31.1.23～R4.1.22
48	株式会社栄組	建設業	遠野市	H31.1.23～R4.1.22
49	株式会社ミチノク	自動販売機による清涼飲料水の販売	奥州市	H31.1.28～R4.1.27
50	株式会社小友建設	建設業(土木・建築等総合建設業)	遠野市	H31.1.28～R4.1.27
51	株式会社水清建設	建設業	矢巾町	H31.1.28～R4.1.27
52	有限会社かさい農産	農業(野菜の生産、販売、青果卸販売)	一関市	H31.2.22～R4.2.21
53	東北電力株式会社岩手支店	電気事業	盛岡市	H31.2.22～R4.2.21
54	盛岡セイコー工業株式会社	製造業	雫石町	H31.3.11～R4.3.10
55	東北エンジニアリング株式会社	建設コンサルタント	滝沢市	H31.3.15～R4.3.14
56	JX金属プレジジョンテクノロジー株式会社 江刺工場	製造業(電子部品の電気めっき)	奥州市	H31.4.10～R4.4.9
57	株式会社サトウ精機	製造業	花巻市	H31.4.10～R4.4.9
58	株式会社ペアレン醸造所	ビール製造業、飲食業	盛岡市	H31.4.11～R4.4.10



No.	企業・団体名	業種	市町村	認定期間
59	株式会社板宮建設	建設業	金ヶ崎町	R1.5.8～R4.5.7
60	社会福祉法人とおの松寿会	社会福祉事業	遠野市	R1.5.27～R4.5.26
61	株式会社七星	剣道具の製造・開発	久慈市	R1.6.24～R4.6.23
62	株式会社花耶	理美容業	盛岡市	R1.7.3～R4.7.2
63	胆沢平野土地改良区	土地改良事業	奥州市	R1.7.23～R4.7.22
64	陸中建設株式会社	建設業	宮古市	R1.7.23～R4.7.22
65	社会福祉法人みちのく大寿会	介護老人福祉施設の経営	洋野町	R1.8.20～R4.8.19
66	株式会社日ピス岩手	輸送用機械器具製造業	一関市	R1.9.9～R4.9.8
67	リコージャパン株式会社岩手支社	小売、卸売	盛岡市	R1.9.11～R4.9.10
68	樋下建設株式会社	総合建設業	盛岡市	R1.10.30～R4.10.29
69	EC南部コーポレーション株式会社	建設業	奥州市	R1.11.12～R4.11.11
70	株式会社東北工商	建設業	盛岡市	R1.11.21～R4.11.20
71	株式会社松田製作所	製造業	花巻市	R1.11.26～R4.11.25
72	株式会社夢実耕望	健康食品製造業	二戸市	R1.12.2～R4.12.1
73	社会福祉法人つくし会	介護保険事業	一関市	R1.12.12～R4.12.11
74	株式会社いわて愛隣会	介護福祉サービス業	矢巾町	R1.12.19～R4.12.18
75	有限会社タカハシ薬局	調剤薬局	花巻市	R1.12.25～R4.12.24
76	有限会社たかき薬局	調剤薬局	花巻市	R1.12.25～R4.12.24
77	丸協建設株式会社	建設業(土木、建築及び舗装工事の請負)	奥州市	R2.1.6～R5.1.5
78	三陸土建株式会社	総合建設業	盛岡市	R2.1.21～R5.1.20
79	株式会社ツガワ	電気機械機器製造業	花巻市	R2.1.23～R5.1.22
80	桜千株式会社	建設業	盛岡市	R2.1.28～R5.1.27
81	モルデック株式会社宮古工場	製造業(精密プラスチック成型品の製造・販売、精密コネクタ( OEM )の製造・販売等)	宮古市	R2.2.20～R5.2.19
82	宇部建設株式会社	建設業	一関市	R2.2.27～R5.2.26
83	株式会社セイコウ	不動産業	一関市	R2.2.27～R5.2.26
84	株式会社富士通ゼネラルエレクトロニクス	電気通信機器の製造販売	一関市	R2.3.3～R5.3.2
85	株式会社山元	建設業、海運業、ホテル業	釜石市	R2.3.9～R5.3.8
86	株式会社岩淵建設	建設業	一関市	R2.3.27～R5.3.26
87	株式会社遠忠	建設業	八幡平市	R2.4.17～R5.4.16

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定期間
88	中亀建設株式会社	建設業	盛岡市	R2.4.17～R5.4.16
89	株式会社千葉建設	建設業	一関市	R2.4.17～R5.4.16
90	株式会社ケアート	障がい者福祉	花巻市	R2.5.13～R5.5.12
91	株式会社伊藤組	建設業	花巻市	R2.5.13～R5.5.12
92	株式会社NTT東日本-東北 岩手支店	電気通信業	盛岡市	R2.5.22～R5.5.21
93	公益社団法人花巻青年会議所	公益社団法人	花巻市	R2.5.29～R5.5.28
94	東照建設株式会社	建設業	盛岡市	R2.5.29～R5.5.28
95	株式会社テラ	建設業	遠野市	R2.6.16～R5.6.15
96	協積産業株式会社	建設業	盛岡市	R2.6.19～R5.6.18
97	株式会社みちのくアライズ	建設業	盛岡市	R2.6.23～R5.6.22
98	北栄調査設計株式会社	建設コンサルタント業	矢巾町	R2.6.25～R5.6.24
99	株式会社佐藤組	建設業	北上市	R2.7.16～R5.7.15
100	日立オートモティブシステムズハイキャスト株式会社	製造業(輸送用機械器具)	北上市	R2.8.6～R5.8.5
101	株式会社白ゆり	印刷業、教育、学習支援業	盛岡市	R2.8.6～R5.8.5
102	株式会社中村建設	建設業	雫石町	R2.8.6～R5.8.5
103	株式会社山友建設	建設業	一関市	R2.8.21～R5.8.20
104	有限会社東北農林建設	建設業	盛岡市	R2.9.7～R5.9.6
105	日本住宅株式会社	建設業	盛岡市	R2.9.7～R5.9.6
106	株式会社高福組	建設業	八幡平市	R2.9.7～R5.9.6
107	株式会社内澤建設	建設業	盛岡市	R2.9.28～R5.9.27
108	特定医療法人盛岡つなぎ温泉病院	医療業	盛岡市	R2.9.28～R5.9.27
109	株式会社長谷川建設	建設業	陸前高田市	R2.10.1～R5.9.30
110	社会保険労務士法人ワイズコンサルタンツ	学術研究、専門・技術サービス業 (社会保険労務士事務所)	矢巾町	R2.10.6～R5.10.5
111	株式会社佐藤組	建設業	岩泉町	R2.10.6～R5.10.5
112	株式会社佐々木組	建設業	一関市	R2.10.6～R5.10.5
113	株式会社佐藤建設	建設業	岩手町	R2.10.27～R5.10.26

申請書のダウンロード等、詳細はホームページをご覧ください

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/1004930/1004931.html>



問い合わせ先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室 女性活躍支援担当 電話 019-629-5346



県では、仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証しています。

### 〈申請について〉

#### ○対象

県内に本社又は主たる事務所があり、常時雇用する労働者の数が100人以下の中小企業等。

#### ○認証基準

- 1 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出ていること。
- 2 仕事と子育ての両立支援の取組や従業員が望む妊娠・出産を実現するための取組などを行っていること。
- 3 育児・介護休業法に沿った育児休業制度及び2の取組について、就業規則又は労働協約に規定していること。
- 4 「応援宣言」又は「企業内子育て支援推進員」を配置していること。

#### ○申請書提出先

・所管の広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境センター

#### ○申請書のダウンロード

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/kosodate/shoushika/1003469/1003472.html>

### 〈認証のメリット〉

- ・子育て支援に取り組む企業等としてイメージがアップし、社会的評価が高まります。
- ・職業安定所の求人登録票に表示できます。
- ・県単融資制度(県商工観光資金)に係る保険料率の引下げ(0.05%)の対象になります。
- ・県が発注する特定の施策に係る物品購入(10万円以下)と印刷物制作業(30万円以下)の契約について優先されます。
- ・公益財団法人いきいき岩手支援財団の「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」の対象になります(最大30万円)。
- ・日本政策金融公庫の特別貸付制度「働き方改革推進支援資金(地公体推進施策関連)」を利用できます。(特別利率(1)の適用0.76%~)
- ・2019、2020県営建設工事競争入札参加資格審査基準の技術等評価点数の加点項目へ追加されます。
- ・復興局が実施する「地域基幹産業人材確保支援事業費補助金」の「職場環境改善事業」の補助要件となっています(最大100万円)。
- ・令和2年4月1日以降入札される県営建設工事の総合評価落札方式条件付き一般競争入札における技術提案評価項目へ追加されます。

〈認証状況(延べ認証企業数)〉

	H19～H29	H30	R1	R2.10末	合計
新規認証	49	42	32	25	148
継続認証	16	6	3	3	28
合計	65	48	35	28	176

【実企業数125社】

「いわて子育てにやさしい企業等」認証企業等一覧(R2.10末時点)

No.	企業・団体名	業種	市町村	認証期間
1	社会福祉法人誠心会	社会福祉法人	葛巻町	R2.3.6～R5.3.5
2	社陵高速印刷株式会社	製造業(印刷業)	盛岡市	H30.8.8～R3.8.7
3	及常建設株式会社	建設業	奥州市	H31.1.29～R4.1.28
4	社会福祉法人矢巾親和会	社会福祉事業、保育所	矢巾町	R1.5.7～R4.5.6
5	株式会社小松製菓	食品製造業	二戸市	H31.3.25～R4.3.24
6	川嶋印刷株式会社	製造業	一関市	H31.3.27～R4.3.26
7	有限会社奥州ネット	IT通信業	奥州市	R2.1.10～R5.1.9
8	株式会社北日本朝日航洋	測量、建設コンサルタント	盛岡市	H30.12.28～R3.12.27
9	新生ビル管理株式会社	ビルメンテナンス業	一関市	H31.2.25～R4.2.24
10	有限会社かさい農産	農業	一関市	R2.9.24～R5.9.23
11	社会福祉法人楽水会	特別養護老人ホーム	釜石市	R2.4.30～R5.4.29
12	工藤建設株式会社	建設業	奥州市	R2.9.18～R5.9.17
13	有限会社今朝五郎商店	動物病院	奥州市	H29.11.2～R2.11.1
14	進栄建設株式会社	建設業	奥州市	H29.11.27～R2.11.26
15	佐藤晃信税理士事務所	税理士事務所	奥州市	H29.11.29～R2.11.28
16	有限会社銘菓処高千代	和菓子・洋菓子製造、販売	奥州市	H29.11.29～R2.11.28
17	医療法人颯爽 まつら歯科クリニック	歯科医業	盛岡市	H29.12.5～R2.12.4
18	特定非営利活動法人花巻イキイキ・ わくわく・クラブまちなかディ	通所介護事業	花巻市	H29.12.8～R2.12.7
19	株式会社ワコー	卸売業	奥州市	H29.12.18～R2.12.17
20	有限会社COS工業	電気機械器具製造業	花巻市	H30.1.4～R3.1.3



No.	企業・団体名	業種	市町村	認証期間
21	株式会社タカヤ	建設業	盛岡市	H30.1.4～R3.1.3
22	株式会社JAZZRIZE DESIGN	HP作成、デザイン作成、 飲食店経営	奥州市	H30.1.17～R3.1.16
23	佐野建設株式会社	総合建設業	奥州市	H30.1.23～R3.1.22
24	有限会社越後屋不動産	不動産業、賃貸不動産管 理業	一関市	H30.2.16～R3.2.15
25	株式会社新鉛温泉愛隣館	旅館業	花巻市	H30.3.19～R3.3.18
26	株式会社いわい	特定建設業	一関市	H30.3.22～R3.3.21
27	丸上建設株式会社	建設業	奥州市	H30.4.5～R3.4.4
28	株式会社西部産業 盛岡南ドライビングスクール	教育・学習支援	盛岡市	H30.4.5～R3.4.4
29	株式会社久慈自動車学校	教育・学習支援	久慈市	H30.8.21～R3.8.20
30	株式会社仁田工務店	土木工事業 建設工事業	一関市	H30.9.10～R3.9.9
31	岩手開発産業株式会社	旅行業、印刷業、不動産 業、碎石販売業	大船渡市	H30.9.12～R3.9.11
32	株式会社高光建設	建設業	盛岡市	H30.9.19～R3.9.18
33	プレステック株式会社	建設業	久慈市	H30.10.1～R3.9.30
34	有限会社武田パーツ	製造業	一関市	H30.10.16～R3.10.15
35	兼田建設株式会社	総合建設業	久慈市	H30.10.16～R3.10.15
36	株式会社昭和建設	特定建設業	盛岡市	H30.10.24～R3.10.23
37	種市電工株式会社	建設業	洋野町	H30.11.6～R3.11.5
38	山田建設株式会社	建設業	久慈市	H30.11.6～R3.11.5
39	みなとや薬局	調剤薬局	宮古市	H30.11.22～R3.11.21
40	株式会社丹野組	総合建設業	二戸市	H30.11.22～R3.11.21
41	有限会社オーツー	建設業	盛岡市	H30.12.4～R3.12.3
42	株式会社プライム下館工務店	建設業	洋野町	H30.12.5～R3.12.4
43	蒲野建設株式会社	建設業、採石業、産業廃棄 物処理業	久慈市	H30.12.14～R3.12.13
44	板谷建設株式会社	総合工事業	奥州市	H30.12.17～R3.12.16
45	株式会社島元組	建設業	奥州市	H30.12.17～R3.12.16
46	EC南部コーポレーション株式会社	建設業	奥州市	H30.12.17～R3.12.16
47	株式会社オフィスone	建設業	奥州市	H30.12.17～R3.12.16
48	協友建設株式会社	土木・舗装工事業	奥州市	H30.12.17～R3.12.16

No.	企業・団体名	業種	市町村	認証期間
49	株式会社中館建設	総合建設業、高齢者介護福祉事業	二戸市	H30.12.21～R3.12.20
50	株式会社都南建設	建設業	盛岡市	H30.12.26～R3.12.25
51	株式会社双葉設備アンドサービス	建設業	盛岡市	H30.12.26～R3.12.25
52	有限会社遊探総合企画	広告業	盛岡市	H30.12.26～R3.12.25
53	岩手道路開発株式会社	交通安全設備工事業	盛岡市	H30.12.26～R3.12.25
54	千葉建設株式会社	建設業	奥州市	H30.12.26～R3.12.25
55	合同会社スプリングブリーズ	介護サービス業	盛岡市	H31.1.9～R4.1.8
56	南建設株式会社	一般土木建築工事業	軽米町	H31.1.15～R4.1.14
57	株式会社ミナミ	産業廃棄物処理業	軽米町	H31.1.15～R4.1.14
58	株式会社東野組	建設業	一戸町	H31.1.16～R4.1.15
59	株式会社アルバライフ	建設業	二戸市	H31.1.16～R4.1.15
60	JUKE300	飲食業	奥州市	H31.1.17～R4.1.16
61	柴田建設有限会社	建設業・採石業	一戸町	H31.1.22～R4.1.21
62	株式会社小友建設	建設業	遠野市	H31.1.28～R4.1.27
63	株式会社ホソカワ	建設業	奥州市	H31.1.29～R4.1.28
64	株式会社城北商事	旅客自動車運送業	盛岡市	H31.2.1～R4.1.31
65	社会福祉法人新里紫桐会	社会福祉事業	宮古市	H31.2.5～R4.2.4
66	社会福祉法人とおの松寿会	社会福祉事業	遠野市	H31.3.14～R4.3.13
67	株式会社東北プランニング	建設コンサルタント事業	奥州市	H31.3.25～R4.3.24
68	医療法人社団仁愛会	介護保険事業	一関市	H31.3.26～R4.3.25
69	ルネッサンスルパン株式会社	システム開発・プログラム開発	盛岡市	H31.4.1～R4.3.31
70	株式会社ベアレン醸造所	ビール製造業、飲食業	盛岡市	H31.4.23～R4.4.22
71	旭ボーリング株式会社	建設業	北上市	H31.4.25～R4.4.24
72	合同会社 藤	広告業	一関市	R1.5.28～R4.5.27
73	株式会社菊池技研コンサルタント	建設コンサルタント	大船渡市	R1.6.19～R4.6.18
74	有限会社 吉昭石材工業	墓石小売業	盛岡市	R1.6.26～R4.6.24
75	胆沢平野土地改良区	農業土木	奥州市	R1.7.26～R4.7.25
76	株式会社遠野施設管理サービス	サービス業	遠野市	R1.8.21～R4.8.20



No.	企業・団体名	業種	市町村	認証期間
77	株式会社ハウジングサポート	建設事業	盛岡市	R1.8.23～R4.8.22
78	有限会社タニムラフードサービス	食品製造業	久慈市	R1.9.1～R4.8.31
79	株式会社海楽荘	宿泊業	大船渡市	R1.10.31～R4.10.30
80	有限会社小島製菓	食品製造業	釜石市	R1.11.12～R4.11.11
81	社会福祉法人みちのく大寿会	福祉	洋野町	R1.12.4～R4.12.3
82	トラストテック株式会社	電気工事	盛岡市	R1.12.4～R4.12.3
83	近藤電機	電気工事	盛岡市	R1.12.5～R4.12.4
84	伊藤玲子社会保険労務士事務所	社会保険労務士業	盛岡市	R1.12.5～R4.12.4
85	株式会社スターハーネス	製造業	奥州市	R1.12.5～R4.12.4
86	医療法人 美翔会	医療業	盛岡市	R1.12.13～R4.12.12
87	はしば歯科医院	医療業	盛岡市	R1.12.13～R4.12.12
88	有限会社 バルーン・スケッチ	サービス業	盛岡市	R2.1.8～R5.1.7
89	ナラビットホールディングス株式会社	介護事業	盛岡市	R2.1.8～R5.1.7
90	後藤林業	林業	一関市	R2.1.8～R5.1.7
91	マルセイ建設株式会社	建設業	盛岡市	R2.1.10～R5.1.9
92	有限会社吉田塗装工業	建設業	盛岡市	R2.1.10～R5.1.9
93	県北緑化株式会社	建設業	岩泉町	R2.1.10～R5.1.9
94	丸協建設株式会社	建設業	奥州市	R2.1.28～R5.1.27
95	株式会社ベスト	製造業	北上市	R2.2.12～R5.2.11
96	株式会社東北工商	建設業	盛岡市	R2.2.18～R5.2.17
97	宇部建設株式会社	建設業	一関市	R2.3.6～R5.3.5
98	株式会社岩淵建設	建設業	一関市	R2.3.6～R5.3.5
99	株式会社山元	建設業	釜石市	R2.3.13～R5.3.12
100	有限会社 菅原建設	建設業	奥州市	R2.3.13～R5.3.12
101	陸中建設株式会社	建設業	宮古市	R2.4.30～R5.4.29
102	丸亀 吉田 良平	飲食サービス業	盛岡市	R2.4.30～R5.4.29
103	株式会社 エムエスケー	総合建設業	久慈市	R2.5.18～R5.5.17
104	有限会社 木村塗装工業	建築塗装	奥州市	R2.5.20～R5.5.19

No.	企業・団体名	業種	市町村	認証期間
105	株式会社 山田酒店	飲食料品小売業	盛岡市	R2.5.28～R5.5.27
106	株式会社 いわて愛隣会	介護福祉サービス業	矢巾町	R2.6.4～R5.6.3
107	株式会社 明和土木	総合建設業	大船渡市	R2.6.4～R5.6.3
108	株式会社 テラ	建設業	遠野市	R2.6.15～R5.6.14
109	株式会社 瀧田屋	建設業	花巻市	R2.6.29～R5.6.28
110	株式会社 畑中組	建設業	岩泉町	R2.7.1～R5.6.30
111	佐藤建設株式会社	建設業	田野畑村	R2.7.7～R5.7.6
112	藤根建設株式会社	総合建設業	八幡平市	R2.7.13～R5.7.12
113	株式会社鈴健	建設業	奥州市	R2.7.13～R5.7.12
114	東北電設工業株式会社	電気工事業	北上市	R2.7.27～R5.7.26
115	株式会社真心デイサービス安寿	介護サービス業	北上市	R2.7.27～R5.7.26
116	岩手基礎工業株式会社	総合工事業	北上市	R2.8.11～R5.8.10
117	東北エンジニアリング株式会社	建設コンサルタント	盛岡市	R2.8.11～R5.8.10
118	株式会社 沼井建設	建設業	二戸市	R2.9.7～R5.9.6
119	有限会社 東北農林建設	建設業	盛岡市	R2.9.7～R5.9.6
120	株式会社 山友建設	建設業	一関市	R2.9.16～R5.9.15
121	株式会社C.KOMOREBI	介護サービス業	滝沢市	R2.10.12～R5.10.11
122	株式会社シー・エス・エス	通信機械器具製造業	奥州市	R2.10.12～R5.10.11
123	社会保険労務士法人ワイズコンサル タンツ	社会保険労務士	矢巾町	R2.10.14～R5.10.13
124	社会福祉法人尽誠会	介護事業、医療業	洋野町	R2.10.20～R5.10.19
125	株式会社仙北造園	外構工事、造園工事	盛岡市	R2.10.23～R5.10.22



問い合わせ先

岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室  
次世代育成担当 電話 019-629-5456  
所管の広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境センター



# 技能検定のご案内

## ○技能検定とは

働く人の技能を一定の水準によって検定し、技能の高さを証明する国家検定制度です。職種ごとに、特級、1級、2級、3級及び単一等級に分かれ、実技試験及び学科試験が行われます。特級、1級及び単一等級の合格者には厚生労働大臣、2級及び3級の合格者には岩手県知事の合格証書が交付され、「技能士」の称号が与えられます。

試験は前期・後期の年2回実施されます。令和3年度前期技能検定の受験申請受付は、令和3年4月の予定です。

## ○技能検定に合格するメリット

①技術力の高さを証明することができます！

技能検定に合格すると「技能士」と名乗ることができ、個人の技術力の高さを対外的に示すことができます。企業では、従業員に技能士がいることで自社が高い技術力を持つ証明となり、高い信頼につながります。

②他資格試験の受験資格や一部試験免除が受けられます！

- ・労働安全コンサルタント試験
- ・職業訓練指導員試験
- ・作業環境測定士試験 等

③技術向上のモチベーションアップ！

より高い等級に挑戦し、技能士の資格を取得することは、個人のスキルアップにつながり、技術力に自信がつけます。

(※ これらのメリットは一例です。)

## ○若者への受検料の減免措置

日本でのものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的として、35歳未満の方が技能検定を受ける際の受検料を、一部減額しています。(最大で9,000円の減額)

## ○技能検定についてもっと知りたい方は

技能検定の試験の詳細や技能検定に合格するメリットについてさらに知りたい方は、厚生労働省HP(厚生労働省 技能検定で検索Q)や技能検定ポータルサイト「技のとびら」をご覧ください。

**有利**  
掛金は全額非課税  
手数料もかかりません。

**簡単**  
社外積立で管理もラクラク  
退職金試算額などをお知らせします。

**安全**  
国の制度だから安心  
掛金の一部を国が助成します。

**中退共**  
CHU-TAI-KYO

退職金は直接退職者に  
支払われます。

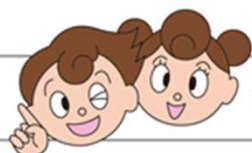
パートタイマーさんも  
家族従業員も加入できます。

お近くの金融機関等の  
窓口でお申込みください。

掛金は、従業員ごとに  
16種類から選択できます。

転職先でも引き継げる  
「通算制度」があります。

**「よし、やるぞ！」の一体感。**  
働く人が元気な会社。中退共が応援します。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索

お気軽にお問合せください

(独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211